

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：北海機材工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 神子島 隆幸
- (3) 所在地：北海道札幌市中央区南一条東七丁目2番地4

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（12件）

（平成30年4月25日認定）

認1701003063、認1701003064、認1701003065、認1701003066

（平成31年3月12日認定）

認1801009063、認1801009064、認1801009065、認1801009066

（令和元年5月24日認定）

認1901000654、認1901000655、認1901000656、認1901000657

3 措置内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和2年1月24日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 措置理由

労働安全衛生法違反により罰金刑に処せられ、刑罰が確定したことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。